

## 質問事項

令和2年6月9日

(AbemaTV 様)

1. 著作権法の改正により、主として放送事業者が行う同時配信、追っかけ再生、見逃し配信について放送と同一に取扱う（放送みなし）こととすることについて反対されますか。

【御回答】

特に反対の意見はございません。

2. デンマークではVODを対象に導入されている「拡大集中許諾制度」を日本でも導入して、放送事業者に限らずアウトサイダーに係る権利処理を円滑化することについて、要望されますか。

【御回答】

現状弊社は集中管理自体の対象外ではございますが、3. の記載がとおり拡大集中許諾制度の対象としていただくことを要望いたします。

3. 同時配信以外の、いわゆる「その他ウェブキャスト」における集中管理の促進をはじめ、要望があれば教えてください。

【御回答】

弊社のリニア配信（オンデマンド、その他弊社のサービス含む）についても集中管理の対象としていただくことを要望いたします。

(日本放送協会・在京民放キー5社様)

1. 文化庁ご提案の「補償金付き権利制限」について賛成しますか。

【御回答】

反対する。

2. 放送事業者として、同時配信、追っかけ再生、見逃し配信について放送と同一に取扱うこと（放送みなし）の対象として、見逃し配信を含めることが国際条約上問題ではない場合には、見逃し配信を含めて放送とするような検討を要望されますか。

【御回答】

(権利の保護と利用のバランスをとることを前提に) 放送と同等の権利処理となることを要望する。

3. 実務上、放送の許諾と併せて配信の許諾を取ることが困難な要因を御教示ください。

【御回答】

○放送と配信の許諾手続きのタイミングを「ワンストップ」にしようとしても、放送と配信の権利が異なる場合は「ワンストップ」処理にはならない。放送局は、大量の権利物を

利用して日々の番組を製作しているが、写真・記事・映像などの借用素材の分野では、集中管理を行う大きな権利者団体が存在しないため、1件1件放送とは別途に配信の許諾を得る必要がある。放送では使用可能な素材でも、配信では配信エリア・期間・配信プラットフォーム・対価等の細かい条件について交渉を行わなければならないため、許諾を得るのに大変多くの時間がかかる。中でも報道・情報系の生放送番組では、外信素材から視聴者提供素材、SNSへの投稿まで、個人や企業を問わず様々な第三者からの借用素材を多数使用するが、放送までの限られた時間内で、それぞれ要望の異なる相手先と許諾の有無や対価等条件の確認・交渉を行うのは困難である。写真やニュース映像に関して許諾元と包括契約を取り交わしていた場合でも、すべての素材の権利を許諾元が持つ訳ではなく、第三者からの素材も数多く存在するため、供給を受ける素材について一律に配信権を確保することは不可能である。海外素材の場合は、時差もあり、限られた時間での交渉は厳しく、訴訟リスクも考えると無許諾で配信に踏み切ることが出来ない。素材の到着時に配信の許諾が確実に得られていることが分からない場合は、すべてフタ被せの処理とならざるを得ない。

○配信にネガティブな権利者がいるため、配信については許諾を得られなかったり、高額な使用料を求められたりするケースがある。

○スポーツ・イベントの放映権や劇場用映画・外画ドラマ、その他借用素材の分野では、放送と配信では権利者が異なるケースがあり、権利元が放送しか許諾を出せない場合がある。また、権利元が既に第三者に配信権を独占的に許諾している場合には、配信の許諾を得ることは不可能である。

○音楽著作権は支分権ごとに管理されているため、放送と配信で権利者が分かれていることがある。配信では権利者団体ではなく個別管理しているケースも存在する。仮に同時配信等が放送とは異なる権利として扱われた場合、民放局の2時間のバラエティー番組では200曲前後の楽曲を使用するが、その楽曲すべての管理状況を放送までに調べ上げ、権利者団体が配信権の管理をしていない楽曲を使用する場合には、権利者の連絡先を突き止め、対価等の交渉を個別に行うという途方もない作業が発生する。

○脚本家の権利者団体は、一次の放送を超えた利用については管理窓口となることを主張しているため、放送は脚本家本人、配信は権利者団体と交渉窓口が二手に分散する。

○レコード会社とアーティストによる専属実演家契約により、アーティストの歌唱・演奏シーンを配信する場合に、実演家ではなく、放送番組とは関係のないレコード会社から専属解放の申請と解放に伴う対価を求められる。